

# 住民異動のお知らせについて

町では、住民行政の効率的な運営を目的として、転入等の届出人本人による同意があった場合、その転入・転居世帯について、区（集落組合）への加入状況を毎月調査しています。つきましては、別紙1により加入状況調査にご協力をお願いします（令和5年4月1日の改正個人情報保護法の施行により、転出・死亡（高齢者を含む）の毎月の異動情報提供が廃止されました）。

## 1. 転入・転居世帯等のお知らせについて

- ① 「転入・転居世帯等について（お知らせ）」別紙1により封書にて通知します。
- ② 貴区（集落組合）の行政区域であることを確認してください。
- ③ 貴区（集落組合）への加入、未加入について、転入者、転居者と相談のうえ決めていただき、加入の場合は常会または隣組を決定してください。
- ④ 別紙2「回答書」により上記②③の決定事項を町へ報告してください。
- ⑤ 区内で新たに加入・未加入となった世帯があれば、併せてご記入ください。
- ⑥ 毎月15日前後に町から発送させていただきますので、翌月15日目途にご回答ください。

(別紙1)

住民福祉課住民係 → 区長（集落組合長）

区長（集落組合長）様	年 月 日		
	富士見町長（公印省略） （住民福祉課 住民係）		
転入・転居世帯等について（お知らせ）			
日頃、住民行政事務につきましてご協力いただき、厚く御礼申し上げます。さて、貴行政区と思われる区域内へ転入・転居された世帯等は、下記のとおりですので、お知らせいたします。各世帯につきまして、貴行政区内の地籍であるかご確認ください。転入・転居者と区・集落組合への加入・未加入及び常会又は隣組の設定についてご相談のうえ、翌月〇〇日までに同封の回答書によりご報告いただきますようお願いいたします。			
【〇月届出分】			
氏名	住所（連絡先電話番号）	届出日	事由
(例) 富士見 太郎	落合〇〇〇〇番地 (090-XXXX-XXXX)	令6.〇.〇	転入

(別紙2)

区長（集落組合長） → 住民福祉課住民係

富士見町長（住民福祉課 住民係）宛	年 月 日	
	〇〇 区長（集落組合長）	
転入・転居世帯等の取扱いについて（回答）		
令和 年 月 日付でお知らせのありました転入・転居世帯等について、当区（集落組合）では、下記のとおり の取扱いとなりましたので報告します。		
【〇月届出分】		
氏名	加入・未加入	常会名または隣組名
(例) 富士見 太郎	加入	〇〇組
今回お知らせがあった転入・転居世帯のほか、区・集落組合へ加入または脱退した世帯 がありましたので、今回の通知者と併せて下記のとおり連絡します。		
氏名	加入・脱退	常会名または隣組名
(例) 落合 次郎	脱退	—
※回答方法（下記のうちいずれかの手段でお願いします。）		
・役場 住民福祉課 住民係 役場1階①番窓口へ直接提出		
・郵送（お手数ですが封筒と郵送料金は各区・集落組合でご用意をお願いいたします）		
・FAX：0266-62-5228（住民福祉課直通）E-mail：jumin@town.fujimi.lg.jp		